

平成29年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）								
招集年月日	平成29年9月5日							
招集の場所	基山町議会議場							
開閉会日時	開会	平成29年9月14日 9時30分			議長	品川義則		
及び宣告	散会	平成29年9月14日 10時12分			議長	品川義則		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
	1番	松石健児		出	8番	河野保久		出
	2番	大久保由美子		出	9番	重松一徳		出
	3番	末次明		出	10番	鳥飼勝美		出
	4番	栗野久明		出	11番	大山勝代		出
	5番	久保山義明		出	12番	松石信男		出
	6番	牧蘭綾子		出	13番	品川義則		出
	7番	木村照夫		出				
会議録署名議員		4番	栗野久明			5番	久保山義明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田和彦		（係長） 久保山晃治			（書記） 梶宏子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也		産業振興課長			鶴田勝美	
	副町長	酒井英良		まちづくり課長			内山十郎	
	教育長	大串和人		定住促進課長			毛利博司	
	総務企画課長	熊本弘樹		建設課長			古賀浩	
	財政課長	平野裕志		会計管理者			村山留美	
	税務課長	寺崎博文		教育学習課長			井上克哉	
	住民課長	安永宏之		こども課保育園長			高木久幸	
	健康福祉課長	中牟田文明		産業振興課参事			寺崎一生	
	こども課長	平川伸子		まちづくり課図書館長			天本洋一	
議事日程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会議の経過		別紙のとおり						

会議に付した事件

- 日程第 1 総務文教常任委員長報告（付託議案第20、21、22、26号）
- 日程第 2 厚生産業常任委員長報告
（付託議案第23、24、30、25、31、26、27、28、29号）
- 討論・採決
- 日程第 3 議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第21号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について
- 日程第 5 議案第22号 基山町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第23号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成
及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を
定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約について
- 日程第 9 議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得につい
て
- 日程第10 議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約について
- 日程第11 議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第12 議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第14 議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る 9 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 総務文教常任委員長報告、日程第 2 厚生産業常任委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第 1．総務文教常任委員長報告、日程第 2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。重松総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正について

議案第21号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第22号 基山町税条例の一部改正について

議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、9 月 8 日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第26号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、議案第26号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出

2 款 1 項 8 目 財政調整基金積立金 1 億1,620万円

財政調整基金については、基山町監査委員の報告で昨年度の積立残高の標準財政規模に対する割合は15.1%となっており、佐賀県下20市町の平均値21.2%に比べるとまだ低く、積立金残高は県内最下位になっている。日ごろから不測の事態に備え、目標値を定めて積立金残高をふやしていくことが望ましいと報告されている。

この指摘を受けての財政計画はどうなっているのかとただしたところ、監査委員の報告は十分理解しているが、積み立てられるのであれば積み立てを行いたい。10年前の財政調整基金は約2億円ぐらいだったが、平成28年度末で約5億6,000万円と随分改善したと思っている。財政調整基金をふやしたいと思っているが、なかなか財源が出てこない。年度末の専決処分の折に積み立てをふやせれば行いたいとの答弁だった。

平成29年度のふるさと応援寄附金見込み約6億円は達成できるのかとただしたところ、全国の自治体がいろいろ工夫して取り組んでいる中、難しい面もある。ふるさと応援寄附金頼りの財政計画はしていない。今後とも工夫して取り組みたいとの答弁だった。

当委員会としては、減債基金も減少している中、財政調整基金の計画的な積み立てを行うように提案いたしました。

3款1項5目 防犯街灯設置工事 80万3,000円

防犯街灯設置工事について設置箇所と工事単価をただしたところ、小松地区と皮籠石地区の2カ所に設置し、小松地区設置箇所は近くに電線がなく、他地域から電線を引く工事で割高になったとの答弁でした。

今回の防犯街灯設置は地域からの要望なのかとただしたところ、まちづくり基本条例に基づくまちづくり提案を地区の区長から出された要望だった。それを審査して町で設置していくことが必要と判断して工事費を計上したとの答弁だった。

集落内は地区での街灯設置で、町が設置する防犯街灯は集落を結ぶ町道となっていたが設置基準が変わったのかとただしたところ、原則は変わっていないが、安心・安全のためにまちづくり提案等の要望を受けの中で、現地の状況を確認して判断し、以前と比べると設置基準が拡大したとの答弁でした。

設置基準の見直しをした点や過去の要望箇所も確認して、区長会で説明するように提案をいたしました。

10款4項1目 対馬交流事業委託料 132万9,000円

対馬交流事業について取り組みに至る経緯をただしたところ、明治維新150年記念さが維新事業を佐賀県が平成29年、30年度で取り組む中で、基山町は対馬藩に属していた歴史があり、対馬と交流することを計画した。基山町から小・中学生30人程度が1泊2日で対馬の歴史遺産を見学し、現地の小・中学生と交流する中で、基山町の歩みを再認識し、郷土の歴史・文化を深めることを目的にしているとの答弁でした。

明治維新150年関連事業はこれだけなのかとただしたところ、今年度の県補助は対馬交流事業のみで、来年度の事業は当初予算の中で具体的に提案したい。平成31年1月は町制施行80周年に当たり、明治維新150年記念事業と一体的に計画したいとの答弁でした。

当委員会としては、来年度の明治維新150年記念事業や町制80周年事業は、各課をまたぐ総合的な事業になるため、各課連携して取り組むように提案をいたしました。

以上をもちまして総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。久保山厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（久保山義明君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会審査の報告を行います。

議案第23号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約について

議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得について

議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約について

議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳出所管分

議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

本委員会は、9月8日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第23、24、30、25、31、26、27、28、29号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第30、25、31、26号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約について

議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得について

多世代交流拠点の施設整備工事請負契約において、キッズルームの利用人数及び空間内の騒音、防音についてただしたところ、キッズルームの利用人数はおおむね30人を上限と考えている。騒音、防音については、大広間や各諸室の扉により軽減できると考え

ているとの説明を受けた。名称の確定、条例の変更については、12月議会上程を考えており、現在の条例を廃止し、新たに条例を設置するのではなく、あくまで現行施設の機能強化という観点から全部改正するとの説明を受けた。

また、備品の取得について安全管理の対応をただしたところ、ゾーン分けを行い、対象年齢の表示や目の届く人員配置を考えるとの説明を受けた。衛生管理においても、マニュアルに沿った管理を実施していくとの説明を受けた。

当委員会としては、新しい名称を初め、運営経費を勘案した使用料・利用料の検討、指定管理料と事業事務の検討等早急に対応し、町民への周知に努めるよう提案した。

議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約について

放課後児童教室建設工事による新規教室の支援員、補助員の人員確保についてただしたところ、現在も嘱託職員を初め、登録支援員、補助員で対応しているが、今後も募集を行っていく。また、コスモス教室の支援員との併用も考えていくとの説明を受けた。

今後の定数についてただしたところ、A教室60名、B教室60名、増設のC教室80名を考えており、現在の定数から60名増となり、現在不足している長期休業中を含め対応できるようになるとの説明を受けた。

当委員会としては、新規駐車場での安全面、教室間の連絡がスムーズにいく配慮、また、定数にこだわることなく余裕を持った児童の配置を行うよう提案いたしました。

議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳出所管分

歳出

3款1項6目20節 障害児通所給付費 1,389万7,000円

障害児通所給付費の放課後等デイサービス支援分が、平成27年度と平成28年度を比較して800万円の大幅増となっていることについてただしたところ、1人当たりの単価は減少しているが、実利用人数が26人から36人へふえたことによるものとの説明を受けました。

受給に当たって必須となる書類等についてただしたところ、医師による診断書までは必要ないが、意見書等は必須になるとの説明を受けた。

当委員会としては、放課後等デイサービスは単なる預かり施設ではないため、療育の強化を含めた指導を行うことを提案いたしました。

3款2項1目13節 子どもの貧困に関する実態調査業務委託料 313万2,000円

国からの歳入である地域子供の未来応援交付金についてただしたところ、子どもの貧困に関するものだけでなく、発達や成長に関する予算であるとの説明を受けました。また、委託内容についてただしたところ、まずは今後の方向性を探るためのニーズや実態を把握するため、17歳以下の子どもがいる家庭約2,500世帯に対し、調査票の発送や回収を行い、今年度中に計画指針の骨子案を作成したいとの説明を受けました。

当委員会としては、回収率の目標値を定め、アンケート内容にも十分に配慮するよう提案いたしました。

6 款 1 項 3 目 15 節 ジビエ解体処理施設工事 561万8,000円

18 節 施設備品 635万2,000円

ジビエ解体処理施設の管理運営を行う指定管理者についてただしたところ、条件として法人格を持ち、食肉処理業、食肉販売業を取得していることが条件となるとの説明を受けました。運営に当たっては、イノシシの解体処理のみだと供給が不安定であるため、ダブルジビエのエミューの解体個体数をふやしていくことが求められるとの説明を受けました。

当委員会としては、公の施設として3,110万2,000円の総事業費を含め、今後の管理運営費及び指定管理料の有効な使途となるよう強く要望いたしました。

以上をもちまして厚生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論、採決を行います。

日程第3 議案第20号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第20号は可決されました。

日程第4 議案第21号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第21号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第21号は可決されました。

日程第5 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第22号 基山町税条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第6 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第23号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第23号は可決されました。

日程第7 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第7．議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第24号は可決されました。

日程第8 議案第30号

○議長（品川義則君）

日程第8．議題第30号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第30号は可決されました。

日程第9 議案第25号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第25号は可決されました。

日程第10 議案第31号

○議長（品川義則君）

日程第10．議案第31号 放課後児童教室建設工事請負契約についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第31号は可決されました。

日程第11 議案第26号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。
重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）について、反対の討論を行います。

私は、補正予算そのものに反対しているわけではありません。大変重要な事業等も含まれております。私が今回反対するのは、第2表 債務負担行為の保育所緊急整備事業補助金、これの削除を求めて、私は反対をいたします。

反対の理由は、2点です。

1つは、私は議案審議の中で公立保育所の建てかえ、役場庁舎西側、ここについて問題があるのではないかという質問をしました。そして、これは庁議で決定されているというふうになっているのではないのかと質問しました。そのとき、松田町長は、いや、決定しているのは民間保育園の建設場所について決定したというふうな答弁でした。

私自身、どうしてこんなに認識の差があるのかなとずっと考えていました。そして、きのう保育所建てかえに向けての特別委員会の中で、再度確認をしようという形で、こども課長に出席を求めて説明を受けました。

2点について特別委員会の中で確認させてもらったのは、8月10日の庁議で何を決定したのかという確認でした。その答弁が、1つは町立保育所建設に向けて子ども子育て会議のほ

うから答申を受けたと、この答申をもとに規模、運営、建設場所について一定程度庁議の中で決定したと。一番の決定した部分は場所の問題、庁舎西側の用地に公立保育園を建設することを庁議で決定しました。これを受けて、今後、基本構想案に盛り込むように進めていきますという答弁でした。

もう一点は、平成32年4月の公立保育所建設に向けて、民間保育所を1年前倒しで建設するということもそのとき決定して、そして、その建設場所については旧図書館跡地に建設をするというのも8月10日の庁議で決定したというふうに言われました。これを22日の特別委員会、そして28日は全員協議会がありましたので、その全員協議会でも説明させていただきましたというふうな形でした。

私どもは議論する中で、資料をもとに議論をしてきたわけですがけれども、資料の中に民間保育園を旧図書館跡地に建設するという項目が全く出てきません。私、今まで全員協議会ないし特別委員会で出された資料、全部持っています。これに目を通して8月10日の庁議で決定した内容の中で民間保育園を旧図書館跡地に建てるというのはありません。ここで私たちも、執行部は説明したと言っていますけれども、私どもはといいますか、私はそこを聞き漏らしたのか、認識不足だったのか、そういうふうに捉えることができませんでした。そして、きのうの特別委員会の中でも多くの疑義がある、問題があるというものが出され、これは最終日に委員長報告として出されるだろうというふうに思っています。

私は、なぜこういうふうに執行部と私ども議員の間に意思統一、意思疎通ができていないのかというのをずっと考えていました。そもそも私ども議員のほうからも今の公立保育園は古いんだから建てかえをしてくれという要望は出していました。3月議会では品川議長が一般質問をいたしました。そのとき町長は、平成31年度に建設したいというふうな答弁でした。私ども予算特別委員会の中でもこれは議論して、私は予算特別委員会の審査報告にも載せていますけれども、公立保育園の建てかえについては、基本計画を早期に策定し、本当は基本構想ですね。基本構想を早期に策定し、平成31年度に建設に向けて努力することというふうに少し表現を和らげて実は書いているんです。

それはなぜかという、今から公立保育園を建てかえとなるにしても財源の問題、いろんな問題、町民に説明、パブリックコメント、そういうのも基本構想をつくるという中では少し時間的にどうしてもかかるんだろうという形で、平成32年度4月に開園じゃなくて、平成31年度に工事に着手することを努力すること、そして場合によっては平成32年にまで工事は

長引きかもしれないという形で実は書いていたわけです。

しかし、4月になって庁舎内で設置されている建設検討委員会の報告書がホームページに載りました。あれで初めて私たちは、今執行部のほうが考えているのは2園に分園する、分けるというのと、そして財政問題、運営費問題、全て検討しながらそういうふうになっているのを知りました。この報告書の策定に向けて、平成27年3月に第1回の検討委員会が開かれています。そのときの委員長は松田町長が副町長という立場でされています。そして、平成27年12月には一定程度、報告案までつくられています。松田副町長が町長になった時点で、平成28年4月からは酒井副町長がその委員長になっています。そして、報告書の提案は、報告書は平成29年1月にはもうでき上がって、町長のほうに報告されているわけです。

私たちはことしの3月にこの議論をしたわけです。しかし、その議論のときには建てかえ時期については、町長は一定、平成31年度には建設しますよというふうに言われましたけれども、それを分園にするとか、そういうのは全く議論はしていません。それで私どもは5月の全員協議会で説明を受け、そして6月の議会で、議会としてもこれはきちっと検討委員会をつくらなければならないという形で検討委員会をつくって、そして7月、8月と来たわけですね。その前には6月時点では子ども子育て会議のほうに答申をされていると。8月7日に子ども子育て会議の答申が町のほうに出された。それを受けて8月10日には庁議で決めたとなっているんですね。

こういうふうに私どもの認識の違い、町長は議会に約束したという形でこれぜひとも早く進めなければならないというふうになっていますけれども、その前段の分園とか公立、民営に分けるというのは、基本的にはまだまだ私どもは議論をしなければならないというふうな認識でした。しかし、もう町のほうは庁議で決定して、それに向けて進んでいきますよというスタンスなんです。本当にそれでいいのかということを私はもう一回考えなければならないというのが第1の反対理由です。

それから、第2の反対理由は、今回債務負担行為として出されました。債務負担行為だから来年の予算で討論すればいいじゃないかという議論もありました。私も債務負担行為というのはどういうふうな縛りがあるのかというのを自分なりに調べました。債務負担行為というのは予算と全く同じなんです。本来、会計年度、独立の原則といいましょうか、平成29年度の予算は平成29年度に執行する、使う、歳出するというのを原則にしていますけれども、次年度以降に歳出する分については債務負担行為として認めると。これは予算書の中を書く

んですね、予算の中に。それだけこれは債務負担行為の出した部分については縛りがあります。そして、これは今回の場合は平成30年度ですけれども、平成30年度には予算化しなければならないというふうになるんですね。なぜかという、これは企業に対して、民間保育園を建設したいという業者に対して町として債務負担行為、平成30年度に1億八千何百万円をきちっと補助しますよという約束なんですね。対外的に約束する。だから、安心して今から先、提案してくださいと、いろんな提案をしてくださいと。プロポーザルしてくださいというのが前提なんですね。そうすると、先ほど言いました今回民間保育園と公立の保育園は1つのパッケージとして、平成32年度に公立を建てるというのを前提として1年前倒しして民間をつくっていくと。それを保証するための今回の債務負担行為というふうになります。そうすると、当初予算でこれを論議しようと思ってもこれは論議のしようがないんですね。

本当に私はこれでいいのかというのを今、やっぱり考えざるを得ません。私は私なりに考えて、皆さんは皆さんなりに考えて今回の採決に向けては望まれるだろうと。私は今、町長等が説明してきた内容で、いや、大筋自分は理解しているんだと思われる方は当然賛成されるでしょうけれども、いや、1つでも問題があるんじゃないかと、もう一回これきちっと議論したほうがいいんじゃないかと。そして、私自身がこれを採決すれば可決すれば、町民説明ができないと私自身思うんですね。町民説明できないことは、私自身やっぱり賛成できないという立場でもあります。債務負担行為というのは本当に決めてしまえば、この事業を後戻りできないんだという中身でもあるというのを私は2点目の反対の理由といたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論を行います。

議案審議の際に、債務負担行為の期間について修正動議を行う旨の発言をいたしましたので、討論の中で申し述べたいと思っております。

今回の債務負担行為についての問題は、まず、基本構想の案の案もできていない、パブリックコメントも実施されていない、保健所建設等特別委員会の中間及び最終報告も出されていないなど、多くの進行形が重なる状況の中で、あえて場所、スケジュール等が決定されたかのごとく債務負担行為の期間を平成30年度の1年間に限った点であります。

町立保育所の老朽化、修繕箇所の対応は、まさにスピード感を持ってやらなければならず、平成32年4月開園という時期はしっかりと確保しながら、今回の債務負担行為の対象となる民間保育園は先にも延べた諸事情、また参加表明からプロポーザルへの準備期間、最も問題となる建設場所の確定に至るまでの建設場所の確定に至るまでの期間、さらに子ども子育て会議において専門家が発言されました1年前倒しでの民間保育園開園の困難さなど問題山積の状態であります。

これから30年、40年先を見据えた基山町の保育行政の在り方を多くの町民が一大関心時として注目をしており、行政側の都合だけで進めるのではなく、あくまで保護者、そして町の宝である子どもたちの視点で決断されることを強く望みます。

そんな中、この債務負担行為を付託された総務文教常任委員会の慎重なる審査を傍聴させていただきました。審査の過程で、担当課である財政課長は、もし何らかの都合でスケジュール的に難しくなった場合は、当然補助金を支出する県は繰越明許費等するでしょう。そうなれば、当然基山町も繰越明許費で対応することになるという明解な答弁がありました。それでも私は今でも平成30年度に補助金を受け、工事を行うことが前提となる債務負担行為の期間は甚だ疑問であり、やはり平成31年度まで期間を延ばした上で議論を深めるべきであるという認識を持っています。繰越明許費となっても大きな問題ではなく、現在のわずかな数週間のずれも許されないようなスケジュールから、余裕を持って公募していただく事業者の選定を初め、建設場所等の審査も行うことができるという判断に至りました。

町執行部の皆様においても、このことを踏まえていただき、庁議での決定は基本構想案の案のための一定の方向性であり、議会、町民の声を今後も真摯に聞いていくということをお願いするとともに、町民の暮らしと密着したこの補正予算を否決することはすべきではありません。どうか議員各位の賢明なる御判断をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

起立多数と認めます。よって、議案第26号は可決されました。

日程第12 議案第27号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

日程第13 議案第28号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第14 議案第29号

○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第29号は可決されました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前10時12分 散会～